

平成21年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は として理由 |
|-------|-------|-------------|--|-----------|---|
| 議会事務局 | 議会事務局 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき随意契約の理由を明確にし、適切な事務処理を行いました。 |
| 総務部 | 市長公室 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にしたうえで、事務処理をしました。 |
| 総務部 | 市長公室 | 1 | 【適正な事務処理】 文書管理について、備品台帳が文書管理目録に未記入であったので適正な事務処理をされたい。 | | 「備品台帳」の文書管理目録の未記入については記載して改善しました。 |
| 総務部 | 総務課 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 現在も実施中であり、今後も随意契約の理由を明確にしていきます。 |
| 総務部 | 地域防災室 | 1 | 【適正な事務処理】 文書管理について、備品台帳が文書管理目録に未記入であったので適正な事務処理をされたい。 | | 文書管理について、備品台帳が文書管理に未記入であったので、文書管理目録の未完年度(永年保存)に記入の措置を行いました。 |
| 総務部 | 財政課 | 1 | 【適正な事務処理】 文書管理について、備品台帳が文書管理目録に未記入であったので適正な事務処理をされたい。 | | 平成21年度より備品台帳については、文書管理目録に登録し改善しました。 |
| 総務部 | 浜島支所 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう取り組みます。 |
| 総務部 | 志摩支所 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 平成21年度の随意契約においては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にしたうえで、事務処理を行っております。 |
| 市民部 | 市民課 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 随意契約により業務等を施行する場合は法的根拠を明確にし、随意契約理由書を添付するよう徹底いたしました。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置 区分 ~ | 措置内容の概要、又は ・ した理由 |
|-------|--------------------|-------------|---|---------------|---|
| 生活環境部 | 人権啓発推進課 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にし、適切な事務処理を行いました。 |
| 生活環境部 | RDF施設 エコフレンドリーはまじま | 1 | 【適正な事務処理】 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要であることから、郵便切手等の出納については、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 | | 郵便切手等の出納については、郵便切手等受払簿を作成し記録をするように改善しました。 |
| 生活環境部 | 大王清掃センター | 1 | 【適正な事務処理】 文書管理について、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理するべきであり、「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。 | | 文書管理については現在「志摩市文書管理規程」に基づき処理するように改善しました。 |
| 生活環境部 | 志摩清掃センター | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 随意契約締結の事務処理については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするよう改善しました。 |
| 生活環境部 | 阿児清掃センター | 1 | 【適正な事務処理】 契約に基づく事務の執行については、契約条項を遵守し適正に処理されたい。 | | 契約に基づく事務の執行については、契約条項を遵守し、適正に処理を行うよう改善しました。 |
| 生活環境部 | 磯部清掃センター | 1 | 【適正な事務処理】 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理が必要であることから、郵便切手等の出納については、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 | | 切手等受払簿への記録を適正に行っています。 |
| 産業振興部 | 農林課 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にしたうえで、事務処理をしました。 |
| 産業振興部 | 農林課 | 1 | 【適正な事務処理】 小規模単独工事について、工事完了報告書が工期年月日等、監督職員氏名及び受理年月日が未記入であったので、適正に処理されたい。 | | 工事完了報告書の工期年月日等、監督職員氏名及び受理年月日を記入し、事務処理をしました。 |
| 産業振興部 | 観光戦略室 | 1 | 【適正な事務処理】 文書管理において、綴られている文書が簿冊タイトルによってわかるように整理すべきであり、「志摩市文書管理規程」に基づき処理されたい。 | | 「志摩市文書管理規程」に基づき処理します。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置 区分 ~ | 措置内容の概要、又は とした理由 |
|------------------|--------------|-------------|--|---------------|---|
| 上下 水道部 | 下水道課 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にしたうえで、事務処理をしました。 |
| 病院 事業部 | 志摩市民病院 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 随意契約の締結理由については、地方自治法施行令の規定に基づき、理由を明確にするようにしました。 |
| 病院 事業部 | 志摩市民病院 | 1 | 【適正な事務処理】 郵便切手等は、その性質上現金と同様に厳正な管理が必要であることから、郵便切手等の出納については、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 | | 郵便切手の出納管理については、受払い簿への記入を適正に行うようにしました。 |
| 病院 事業部 | 浜島診療所 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 随意契約の締結理由については、地方自治法施行令の規定に基づき、理由を明確にするようにしました。 |
| 教育 委員会 | スポーツ 食育課 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 随意契約を締結する場合は、その理由を明確に述べた理由書を添付するよう課内で確認しました。 |
| 農業 委員会 事務局 | 農業委員会 事務局 | 1 | 【適正な事務処理】 事務処理において、随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にされたい。 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約の理由を明確にしたうえで、事務処理をしました。 |

合計 24 措置済 21項目

実施中 3項目

平成21年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は として理由 |
|-------|---------|-------------|--|-----------|--|
| 総務部 | 総務課 | 2 | 【適正な事務処理】 文書管理について、多くの部署において適切な文書管理がなされてなかったため、「志摩市文書管理規程」に基づき事務処理するようさらに周知、指導されたい。 | | 文書管理については、各部署へ「志摩市文書管理規程」に基づき適正な文書管理を行うよう周知・指導を行いました。また、今後も継続して周知・指導に努めます。 |
| 総務部 | 検査契約課 | 2 | 【契約に関する指導の徹底】 随意契約について、各部署により書類不備等誤った事務処理が見受けられたため、随意契約に関する事務取扱マニュアルを整備するなど、引き続き周知及び指導に努められたい。 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定められた随意契約の判断基準等について示した「随意契約マニュアル」については概ね作成済です。本マニュアルについては、もう少し改良を加え、事務手続きも含めて職員に周知したいと考えています。 |
| 生活環境部 | 人権啓発推進課 | 2 | 【収納対策の強化】 住宅新築資金等貸付事業の償還業務については、借受人の高齢化、世代交代等の様々な問題を抱えているが、引き続き未済額の解消に向けて努力されたい。 | | 「志摩市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱」に基づき、徴収業務を推進していきます。また、滞納者の生活状況の変化を常に把握し、個々に応じた償還指導を行い、未済額の解消に向けて努力していきます。 |
| 生活環境部 | 美化衛生課 | 2 | 【施設の統廃合】 各清掃センター及び最終処分場の統廃合については、経費削減を図るためにも、早期に実現できるよう努められたい。 | | 現有施設の現状と鳥羽志勢広域連合新ごみ処理施設建設の進捗状況を勘案し、統廃合について検討していきます。 |
| 健康福祉部 | 介護保険課 | 2 | 【収納対策の強化】 介護保険料(普通徴収分)の収入未済額について、加入者負担の公平を期する面からも、より一層その額の削減に向け引き続き努力されたい。 | | 平成21年度においては、電話催告等の強化を図りましたが、根本的な強化対策にはいたっていないため、住民情報システムの照会権限の拡大を申請し、税との突合を行い、収税課との連携を行う方向で調整しています。 |
| 健康福祉部 | 健康推進課 | 2 | 【収入未済額の調査】 健康増進センター使用料の収入未済額について、消滅時効等の観点から今後回収の見込みがある債権なのか調査されたい。 | | 平成21年度時点で消滅時効を迎えているものは不能欠損処分にて処理済。(8件119千円)。残りは随時自宅訪問・電話催促等をおこない納付していただき、納付が出来ない場合は納付誓約の提出を求め、納付をするように対応しています。 |
| 健康福祉部 | 地域福祉課 | 2 | 【収納対策の強化】 生活保護費の返還金については、的確に所得や就労の把握に努めるとともに、対象者に対し制度への理解を促しながら、その発生の防止に引き続き努力されたい。 | | 新規の返還金が発生しないよう、訪問活動等を通じ、制度の周知を徹底し、就労及び生活状況の把握に努めます。また、効果的に課税調査等を行い、収入等が確認された場合、迅速に対応するよう努力します。 |
| 健康福祉部 | 子育て支援課 | 2 | 【収納対策の強化】 保育料等の収入未済額については、保護者負担の公平を期する面からも、削減に向けて引き続き努力されたい。 | | 収納対策の強化については、平成21年度から旧町単位で担当者を決め、納付相談等を行い未納金の徴収に努めています。 また、児童手当や児童扶養手当の支給月を徴収強化月間とし、夜間に電話催促を実施しました。 平成22年度からは、子ども手当支給月(6月、10月、2月)に未納者を臨戸訪問するなど、徴収に取り組んでいきます。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は として理由 |
|-------|---------|-------------|--|-----------|--|
| 建設部 | 住宅営繕課 | 2 | 【収納対策の強化】 市営住宅使用料の収入未済額については、厳しい社会情勢のなか様々な問題を抱えているが、臨戸訪問の実施や督促状などの発送を随時に行うなど鋭意努力されているので、引き続き未済額の解消に向け努力されたい。 | | 住宅使用料の未納者に対しては、未納者の整理や戸別訪問を行いきめの細かい収納対策を心がけています。納付約束を守らない未納者などには連帯保証人に催告や連絡を行う等種々の対応を行い未済額の解消、縮減と納付誓約や分割納付に至った事例もあります。しかし、昨今の社会経済情勢により、普段の努力も収納額の大幅な向上には繋がっていないのが現状です。しかし、さらなる、収納対策の強化に努めるため、納付相談、戸別訪問(夜間徴収)に努め引き続き入居者に再三の督促と連帯保証人にも催告をし納付指導の徹底と納付意識の向上を図るなどの手法を通じて未済額の解消に努めていきます。 |
| 上下水道部 | 水道課 | 2 | 【収納対策の強化】 水道使用料については、検針及び徴収等の業務委託により、営業未収金の収納率の向上に成果が現れているので、引き続き営業未収金の解消に努められたい。 | | 現在の契約が平成22年8月に終了した後も引き続き業務委託を行なえるよう、予算措置をしました。 |
| 上下水道部 | 下水道課 | 2 | 【収納対策の強化】 下水道使用料過年度収入未済額(未収金)について、引き続き解消に向けて努められたい。また、市民の快適な生活環境と公共用水域の保全のため、今後もさらなる接続率の向上に努められたい。 | | 過年度未収金については、年2回未納通知を発送して、電話催促及び戸別訪問を行い徴収を行っています。毎月の訪問徴収時には、現年度分と過年度分の徴収を行っており今後も引き続き訪問徴収を実施します。接続率の向上については、今後も広報や回覧等で周知を行っていきます。 |
| 出納室 | 出納室 | 2 | 【収納処理の指導】 各所属(特に出先機関)について、統一した収納処理が行えるよう、公金管理に関する取扱規程(要領)等の検討を要望する。また、その周知、指導も徹底されたい。 | | 現金の取扱い及び保管方法については、毎年、小口現金借用先を訪問し、現金の検査及び管理の方法について確認しており、その都度指導を行っています。 また、ご指摘の公金管理に関する取扱規定等の整備については、今後も引き続き検討いたします。 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 2 | 【収納対策の強化】 奨学金の償還金収入未済額について、債権の回収に引き続き積極的な取り組みを要望する。 | | 奨学金の償還金収入未済額については、現在、定期的に督促状を発送し、また滞納者には、電話催告及び戸別訪問を行い、引き続き積極的に取り組んでいきます。 |
| 教育委員会 | スポーツ食育課 | 2 | 【収納対策の強化】 一部の学校で給食費の滞納が見られ、その滞納整理に鋭意努力されている。滞納については、その額を解消できるよう、引き続き学校及び給食センターと連携し取り組まれたい。 | | 給食費の滞納解消については、滞納状況をよく把握し、未納通知の発送、訪問徴収の実施を行うとともに、学校に対し学校納付金の支払が滞りがちな家庭には、きめ細かな対応をしていただくよう依頼しました。 |

合計 14 措置済 1項目

実施中 11項目

検討中 2項目

平成21年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > =措置済、 =実施中、 =検討中、 =未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は として理由 |
|-----|-------|-------------|--|-----------|--|
| 総務部 | 総務課 | 3 | 【職員の健康管理】 定員適正計画による職員の削減や、日常業務の高度化、複雑化等により職員の職務に対する負担が増加しているものと思われるが、健康管理、労働条件に配慮しつつ研修等を実施することにより、市民の要望や信頼に対応できる人材の育成に努められたい。また、メンタルヘルス対策について、さらなる積極的な取り組みが進められることを望む。 | | 平成22年度も公務員としてのスキルアップができる職員研修を計画します。また、派遣研修への職員の積極的な参加を促します。 メンタルヘルス対策としては、平成22年度は受講対象者を広げ、安全衛生委員会と連携し、研修を行っていきます。 |
| 総務部 | 財政課 | 3 | 【財産の有効活用】 公有財産台帳の整備を推進されるとともに、各部署へも公有財産関係書類の整備と保管を指導、周知されたい。未利用の市有地については、売却や貸付等を含めさらに財産の有効活用を図られたい。 | | 公有財産台帳の整備については、緊急雇用創出事業により臨時職員2名を雇入れ、システム化に向けての準備作業を行い、平成22年10月に稼働できるよう取り組んでいます。未利用の市有地については、広報誌・ケーブルテレビにより公募を行い、財産の有効活用に取り組んでいます。平成21年度については、5筆の不動産鑑定を行い、公募を2回実施しました。 |
| 企画部 | 企画政策課 | 3 | 【適正な事務処理】 補助金交付団体等については、以前に比べて改善は見られるが、その団体の事務体制も自主、自立の運営が図れるように引き続き推進されたい。 | | 企画政策課が所管する補助金交付団体は、「英虞湾架橋建設促進協議会」、「ステイタス推進会議」、「国際交流協会」があったが、ステイタス推進会議は、平成21年度をもって補助金は廃止となり、平成22年度以降の事業予算は市が計上することとしています。また、国際交流協会については、事務局が移行されたので、今後は団体の運営に対する支援にまわり、英虞湾架橋建設促進協議会については、引き続き自主的な運営をめざして推進していきます。 |
| 企画部 | 情報政策課 | 3 | 【公平性、透明性の確保】 随意契約締結について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、見積書の徴収がなされているが、競争原理が働きにくい状況がある。見積額が適正な予定価格であるのか、また、同じ相手方と契約締結している市町と共同で見積額等研究の余地もあるのか検討されたい。 | | 調達透明性を確保する上で、情報システムの適正な調達方法、見積書の見方などについて県下市町が共通課題として勉強会を開催しており、現在情報収集を行っています。 |
| 市民部 | 課税課 | 3 | 【自主財源の確保】 自主財源の根幹をなす市税は市政の運営に大きな影響を与えられるものである。税法等の改正にともない、市税の賦課に当たっては職員の専門的知識を深めつつ、適正な課税に努めている。今後も課税資料の収集及び課税客体の適確な把握を行い、引き続き自主財源の確保に努められたい。 | | 課税資料の収集及び課税客体の適確な把握については、調査等により適正な課税に努めていきます。 また、地方税電子化業務については、各種市税申告等の電子化により、納税者の利便性の向上と税務事務の効率化を図ってまいりましたが、さらに平成22年度から国税庁と地方税とのデータ連携が行われるため、導入のための環境整備を行います。 |
| 市民部 | 課税課 | 3 | 【広報の有効活用】 市税に関する理解を深めてもらうためにも、税法の改正内容について市民にわかりやすい広報等、周知に努められたい。 | | 地方税法改正の内容については、市税への理解を深めてもらうため、市広報、インターネットホームページ等を活用し、わかりやすい広報に努めます。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は ・ とした理由 |
|-------|-----|-------------|--|-----------|---|
| 市民部 | 収税課 | 3 | 【収納対策の強化】 厳しい財政状況の中、自主財源の根幹をなす市税及び国民健康保険税の収納率の向上、並びに、税の公平性の観点からの時効による徴収権の消滅の防止等については、引き続き三重地方税管理回収機構と連携しながら積極的に対応されるよう望む。 | | 三重地方税管理回収機構への移管については、すでに47件、215,550千円を移管しています。徴収権消滅の防止等については、差押え、交付請求など積極的に実施しています。また、平成22年度に向けて比較的新しい滞納案件83件を地方税法48条に基づき市県民税の徴収権および滞納処分を三重県に引継ぐ準備をしました。 |
| 市民部 | 収税課 | 3 | 【収納対策の強化】 景気の低迷や事業不振等によって、徴収状況も厳しくなっているが、差し押さえ財産のインターネット公売、各所属の収納担当者とともに勉強会を定期的開催するなど、市税等の滞納解消に向けた取り組みが積極的に行われ具体的に成果となっているので、引き続き努力されたい。 | | 差し押さえた財産のインターネット公売を7回実施しました。また、各所属の収納担当者を対象とした徴収事務研修会を8回実施し、徴収事務について研鑽を積みました。 |
| 市民部 | 保険課 | 3 | 【収納対策の強化】 国民健康保険事業については、少子高齢化が進む中で、医療費の増加や保険税の収納率の伸び悩みなどにより、ますます厳しい運営状況となることが予測されることから、国民健康保険税の収入確保には引き続き努力されたい。 | | 国民健康保険税収入を確保するため、次の点につき引き続き努力しています。 収税課等関係課と協力・連携して、計画的な滞納処分及び未収金対策を行う。 滞納処分・未収金対策について研究を行い、実効性のある取組を展開する。 (常設電話催告、インターネット公売、コンビニ収納の実施など。) 国保が相互扶助で成り立つ医療制度であることの理解を深めていただく説明をする。 納税相談窓口を開放し、常時相談を受け入れる態勢を備える。 国保の資格異動処理を速やかに、且つ適切に行うことで、適正な賦課の執行を担保する。 国保資格の異動について、職権で処理可能なものは、速やかに職権適用する。 資格証・短期証を有効利用し、納税等の機会を確保する。 収税課主催の徴収事務研修会へ参加し、知識の向上と意識の啓発を図る。 |
| 市民部 | 保険課 | 3 | 【公平性、透明性の確保】 随意契約締結について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、見積書の徴収がなされているが、競争原理が働きにくい状況がある。見積額が適正な予定価格であるのか、また、同じ相手方と契約締結している市町と共同で見積額等研究の余地もあるのか検討されたい。 | | 随意契約締結については、次の点について検討していきます。 同じ業者と契約締結している他の市町との情報交換と共同研究を行うこと。 同様の業務について、別の業者と契約締結している他の市町の情報を求めること。 経費削減と効率的な業務進行による適正な見積もりの実施について業者に要望すること。 保険課業務において経費削減に繋がる提案を業者に求めること。 |
| 生活環境部 | 環境課 | 3 | 【浄化槽設置の推進】 合併処理浄化槽の設置補助については、生活排水対策及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、適正な維持管理や単独浄化槽からの転換の推進を図るとともに、合併処理浄化槽設置の効果を住民に分かりやすく説明され、設置補助事業の継続拡大に努められたい。 | | 生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽設置者に対し補助金を交付しており、毎年約200基が設置されています。しかし、その約8割が新築に対するものであり、単独浄化槽及び汲取りからの転換に係るものは少ないのが現状です。また、維持管理面においても保守点検や清掃が定期的に行われていないケースも見受けられることから、県の補助金の見直し時に合わせて、浄化槽への転換にかかる上乗せ補助金制度の創設を検討し、浄化槽の設置拡大に努めるとともに、浄化槽の役割(機能)や適正な維持管理の重要性等について広報しま等を活用し市民への周知・啓発を行い、生活排水からの負荷の軽減を図るような取り組みを検討中です。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査 区分 1~4 | 内 容 | 措置 区分 ~ | 措置内容の概要、又は ・とした理由 |
|-----------|--------------|-----------------|---|---------------|--|
| 生活 環境部 | 美化衛生課 | 3 | 【安全対策】 不法投棄については、関係者との連絡を密にして引き続き対応に努められたい。なお、各清掃センターや最終処分場、火葬施設等老朽化が進んでいる中で、施設等で従事する職員においては、事故防止や安全確保を心がけるとともに、健康管理にも十分留意されたい。 | | 不法投棄については、関係者との連絡を密にして引き続き対応していきます。施設等で従事する職員の事故防止、安全確保、健康管理にも十分留意します。 |
| 健康 福祉部 | ふくし総合 支援室 | 3 | 【相談、支援事業の推進】 高齢者等の総合相談窓口として、多くの相談に対応し、また、介護予防、支援事業等においては、様々な事業を展開している。事業の実施について、広報等で周知するとともに、市民の介護予防や相談支援及び健康維持につながるよう引き続き努められたい。 | | 事業の実施について、広報、チラシ等で市民に周知し、介護予防や相談支援及び健康維持につながるよう取り組んでいます。 |
| 健康 福祉部 | 子育て 支援課 | 3 | 【収納処理の指導】 保育料等の現金の取扱(管理)方法等について、人事異動による事務引継ぎがうまくなされないなど各現場で誤った認識による事務処理が見受けられた。適正な収納処理が行えるよう指導を強化するとともに収納処理のマニュアル化を推進されたい。 | | 収納処理の指導については、平成22年4月に子育て支援課で「収納処理フロー図」を作成し、先の保育所長会においてフロー図の説明や収納指導等を行いました。今後も適正な収納処理が行えるよう指導していきます。 |
| 産業 振興部 | 観光戦略室 | 3 | 【誘致活動の継続】 観光協会をはじめとする観光関係団体、国、県及び市町その他関係機関と連携、協働を図り、魅力ある観光商品の開発、観光地としての知名度向上及び誘客の推進に取り組まれたい。 | | 「伊勢志摩キャンペーン」や「伊勢志摩学生団誘致委員会」等との積極的な広域連携や商品づくりにより、伊勢志摩地域の観光資源を活用しながら、面から線そして点への取組みを展開し、志摩市への誘導・誘客を展開していきます。 |
| 産業 振興部 | 観光戦略室 | 3 | 【誘致活動の強化】 ともやま公園、浜島磯体験施設「海ほおずき」、志摩パークゴルフ場、志摩自然学校等の市内の豊富な観光資源を上手く活用され、年間を通じた集客活動に努められたい。 | | 中京圏や関西圏のエージェントへのセールス活動や修学旅行の誘致活動を推進、継続し、メディア等を活用して年間を通じた誘客を促進していきます。 |
| 教育 委員会 | 教育総務課 | 3 | 【再編計画の推進】 「志摩市立小中学校再編基本計画」及び「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」が策定されたことにより、今後は保護者、地域住民への情報提供、意見交換を積極的に行い社会情勢の変化、動向をふまえた計画の推進に努められたい。 | | 「志摩市立小中学校再編基本計画」に基づき、再編を要しない浜島・鷓方・神明小学校を除く16小学校区中14校区の地域において現在説明会が終了しており、残りの2校区についても4月中に開催を予定しており、保護者や地域住民からいただいた意見・要望を反映させた基本計画を作成し、今後計画の推進に取り組んでいきます。 また、「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」については、現在子育て支援課と連携を密にとりながら、保護者・地域住民への説明を行い、事業分担した浜島幼稚園の一体化施設整備のため、平成22年度当初予算において改修事業実施設計を予算化しました。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は ・ とした理由 |
|-------|-----------|-------------|--|-----------|--|
| 教育委員会 | 教育総務課 | 3 | 【収納処理の指導】 幼稚園保育料等の現金の取扱(管理)方法等について、人事異動による事務引継ぎがうまくなされないなど各現場で誤った認識による事務処理が見受けられた。適正な処理が行えるよう指導を強化するとともに収納処理のマニュアル化を推進されたい。 | | 適正な処理が行えるよう指導し、収納処理のマニュアル化を行っていきます。 |
| 教育委員会 | スポーツ食育課 | 3 | 【適正な事務処理】 補助金交付団体等については、以前に比べて改善は見られるが、その団体の事務体制も自主、自立の運営が図れるように引き続き推進されたい。 | | 補助金交付団体等の経理事務について、一部の団体について当課でその事務をしていますが、各団体へ事務を移行するよう検討してまいります。補助金の削減により組織のあり方自体が検討され組織のスリム化も含め検討してまいります。 |
| 教育委員会 | スポーツ食育課 | 3 | 【安全確保の徹底】 給食センターの現場においては、限られた予算の執行、また食物アレルギーの対応に苦慮されている。特に代替食や除去食を作るに当たっては、食の安全に努め事故のないよう引き続き注意されたい。 | | 食物アレルギーの対応数は増加傾向にありますが、事故を防ぐためにも正確な現状把握が必要であるため、医師の診断書をもとに、学校、保護者、栄養士と面談を実施し安全確保に努めています。また、アレルギー対応数の多い学校給食センターについては、緊急雇用創出事業を活用した食物アレルギー対応のための人員確保を行い、経済危機対策臨時交付金を活用して設備等の整備を行います。 |
| 教育委員会 | 学校教育指導課 | 3 | 【個人情報の取扱い】 教職員のネットワークシステムが構築できたことにより、セキュリティが万全になったので学校における個人情報の漏えい、また、外部記録媒体の紛失といった危険が回避できるようになった。今後は学校現場において、ネットワークシステムを利用した事務処理に努めるよう、引き続き周知、指導されたい。 | | システムの利用推進については、学校現場の利用環境整備と教職員の理解を深めるため、学校情報化基盤整備事業委託業者の各校訪問による個別指導に取り組んでいます。また、事務処理を適切に行うため、システムの実施手順書等の整備を行ってまいります。更には、教職員用パソコンの配置により利用環境を整備し、校務の情報化の推進に取り組んでいきます。 |
| 教育委員会 | 生涯学習人権教育課 | 3 | 【適正な事務処理】 補助金交付団体等については、以前に比べて改善は見られるが、その団体の事務体制も自主、自立の運営が図れるように引き続き推進されたい。 | | 当課が所管する補助金交付団体は、多数ありますが、現在当課において事務を行っている志摩市青少年市民会議について、今後は事務局体制の確立、強化等自主・自立化を図れるように引き続き指導してまいります。 |

合計 22 措置済 1項目

実施中 16項目

検討中 5項目

平成21年度 定期監査結果に基づき講じた措置状況調査表

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は として理由 |
|-----|-------|-------------|---|-----------|---|
| 総務部 | 市長公室 | 4 | 【分かりやすい情報発信の継続】 広報紙(広報しま)やホームページ等は、全市内外に向けて情報発信を目的としており広報機能は重要な役割であるが、ともに本年度はリニューアルしており、見やすく、簡潔にわかりやすい情報提供を図ることができるように改善されていたので、引き続き改善に努められたい。 | | あらゆる広報媒体を活用し、行政情報の発信に取り組んでいます。 |
| 総務部 | 地域防災室 | 4 | 【安心、安全のまちづくり】 防災、防犯、交通安全のまちづくりを市民、地域、各種団体、学校等と協働して実践し、安心安全のまちづくりに引き続き努められたい。 | | 防災、防犯、交通安全のまちづくりを市民、地域、各種団体、学校等と協働して実践し、安心安全のまちづくりを引き続き行っていきます。 |
| 総務部 | 財政課 | 4 | 【適正な予算編成】 厳しい財政状況下において、担当課としては苦慮されているところであるが、平成22年度予算編成にあたって「志摩市財政健全化アクションプログラム」策定し、それをもとに志摩市の財政計画を策定した。今後も社会経済情勢の変化等に対応しつつ柔軟な財政計画の見直しを行いながら、市民に対し積極的に情報を提供し、財政状況への理解を高めてもらうと同時に、安易に財政調整基金や地方債に頼りすぎることのない予算の編成に努められたい。 | | 今後社会経済情勢の変化や国の政策の動向を見据えながら、今回策定した財政計画を基本として予算の編成を行う予定です。また、財政計画の見直しを中間年の平成26年度に行うこととしていますが、大幅な見込みの変動があれば随時見直しを行うこととします。 平成22年度と同様に今後予算編成を行う際には、将来の財源確保のため財政調整基金の繰入をせずに編成するよう努めるとともに、平成26年度まで借入できる合併特例債を計画的に活用していきます。 |
| 総務部 | 検査契約課 | 4 | 【信頼される入札制度の推進】 今後も市民から、信頼される入札契約制度の改革改善に努められたい。 | | 平成20年度から建設工事の発注について条件付一般競争入札を導入し、より透明性の高い入札制度の確立に努めています。近年は、工物品質の確保に重点を置いた制度改正が国や県レベルでも行われていることから、本市においても品質確保策も含めた制度改善に今後も努めていきます。 |
| 総務部 | 検査契約課 | 4 | 【専門的知識の向上】 成績評価制度を導入したことにより、検査職員及び監督職員等の専門的な知識が必須となり、研修の実施等知識の向上に引き続き尽力されたい。 | | 三重県建設技術センター主催研修会に検査職員13回参加。また、検査契約課にて監督職員説明会(6/9・46人)・業者説明会(6/7・93社)・課長説明会(7/2・17人)・臨時検査職員説明会(4回・28人)を開催して専門的な知識の向上に努めました。 |
| 企画部 | 企画政策課 | 4 | 【行財政改革の推進】 今年度は、施設の統廃合や事務事業の見直し等財政健全化を目指す指標づくりのため「志摩市財政健全化アクションプログラム」が策定された。また「志摩市行財政改革実施計画(平成17年度~21年度)」については、毎年見直しを行い効率的な行政を目指して取り組まれている。22年度より新たな5年間実施計画が策定されるが、アクションプログラムの方針との整合性をふまえつつ市民に対し積極的に情報を提供し、財政健全化に向けて引き続き尽力されたい。 | | 平成21年度に、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とした新たな行政改革実施計画を策定しました。策定にあたり、財政健全化アクションプログラムの方針との整合性を図るとともに、公募委員を含めた市民の代表で組織する行政改革推進委員会の場で実施計画へ盛り込んでいく施策項目について意見をいただき、協議して策定しております。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置 区分 ~ | 措置内容の概要、又は とした理由 |
|-------|-------|-------------|---|---------------|--|
| 企画部 | 情報政策課 | 4 | 【情報セキュリティの充実】 日頃からセキュリティ対策については万全を期され、適正に行われているところであるが、セキュリティの確保及び個人情報の漏えい防止と保護に引き続き努められたい。 | | 新規採用職員等、パソコンを新たに使用する職員には、使用許可する前に情報セキュリティ研修を行っています。さらに、原則としてパソコンを使用する全職員を対象に、セキュリティポリシーの役割等に応じ、財団法人地方自治情報センターが実施する「eラーニングによる情報セキュリティ研修」を受講しています。 電算システムで取り扱われる記憶媒体の処分は、情報資産について復元できないように完全消去や物理的破壊を行った上で廃棄しています。 また、機器の管理については、監視カメラの設置、ワイヤーと施錠によるパソコンの固定などにより盗難防止に努めています。 |
| 市民部 | 市民課 | 4 | 【市民サービスの向上】 窓口業務については、全庁的に窓口のワンストップサービスを目指し取り組み、また、昨年度は支所窓口での受付事務が処理完了までに時間を要していたが、支所との連携により受付処理時間が短縮し改善された。引き続き市民の目線に立った対応に心がけ、市民サービスの向上に努められたい。 | | ワンストップサービス窓口カウンターを1階に備え、来客者には極力移動することなく、その窓口で関係課の担当者へ連絡を取り、用件によっては該当担当課への適切な案内に努めています。 |
| 生活環境部 | 環境課 | 4 | 【環境整備の取り組み】 「新しい里うみ」の創生を目指した取り組みについては、陸域と海域を一体として捉え、各種事業を活用しながら「総合的な沿岸管理」に向けた推進手法の確立を図っていくとともに、環境意識の高揚を図り、これまでの科学的なモニタリングで得たデータを活用しながら英虞湾の再生に向けて尽力されたい。 | | 「稼げる(産業)、学べる(教育)、遊べる(観光)」里海づくりに向けて、陸域と海域を含む沿岸域の全体をみわたしながら、それらを一体として捉えて解決を図っていく取り組みが求められています。現在、里海創生支援事業(環境省)や海の健康診断事業(海洋政策研究財団)を実施しており、それらの結果等を活用しながら「新しい里海(きれいな海から豊かな海へ)」の創生に向けて、英虞湾における「総合的な沿岸管理」の推進手法の確立を図るための基礎作りの取り組みを検討中です。 |
| 健康福祉部 | 健康推進課 | 4 | 【安心安全な医療の充実】 地域医療及び救急医療について、厳しい状況が続いているが近隣市町、医療機関、関係機関と連携を密にし、さらに市民への情報提供や意見交換を行い、安心安全な医療の充実に向け引き続き努められたい。 | | 地域医療及び救急医療に関しては、医療機関や医師会、消防署、近隣市町等の関係機関と会議や交流会などを通じて連携を図り、地域医療や救急医療の再生・充実に向け取り組んでいます。また、市民に対しては志摩地域医療を考える会の活動と協働して周知活動を実施するとともに、広報やケーブルテレビによる周知や講演会の開催による啓発活動に取り組んでいます。 |
| 健康福祉部 | 地域福祉課 | 4 | 【地域福祉推進計画の実現】 市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域福祉の理念を市民に啓発しつつ、関係機関等と連携し、引き続き、「志摩市地域福祉推進計画」の推進に努められたい。 | | 地域福祉の理念については引き続き広く市民に啓発しながら、計画されている事業の推進を図っていきます。地域福祉推進審議会において、計画の進捗状況の管理や他の保健福祉関係の計画との整合性を図りながら、安心して暮らせるまちづくりに努めます。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は として理由 |
|-------|--------|-------------|---|-----------|---|
| 健康福祉部 | 子育て支援課 | 4 | 【再編計画の推進】「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」が策定されたことにより、今後は保護者、地域住民への情報提供、意見交換を積極的に行い、社会情勢の変化、動向をふまえた計画の推進に努められたい。 | | 「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」における保育所・幼稚園施設統廃合スケジュールに基づき、保護者・地域住民への説明を行っています。 また、計画年度中に民間事業者が参入し、公立施設の整備を見直す場合についても、速やかに情報を公開し保護者等に理解を求めています。 |
| 産業振興部 | 水産課 | 4 | 【水産業の振興】 自立的かつ継続的に発展できる水産業を目指すため、漁業者やその他関係機関と連携をはかりつつ引き続き努められたい。 | | 漁業生産の確保に向け、漁場環境の整備に漁業者と協働して取り組むと共に、漁業者の要望に基づいた種苗放流事業や漁場造成事業、漁港の整備に継続して取り組んでいます。また、漁業協同組合の自立を図るため、三重県や関係市町と共に経営支援に取り組んでいます。 |
| 産業振興部 | 商工課 | 4 | 【悪徳商法等の対応】 市民が悪徳商法等の被害に遭わないよう、消費者生活相談員を毎週水曜日に配置した。引き続き関係機関と連携し、的確な対応を望む。 | | 引き続き消費者生活相談員を毎週水曜日に配置し、関係機関と連携を取り対応をしていきます。 |
| 建設部 | 建設整備課 | 4 | 【整備の推進】 道路及び河川排水路整備等については、鋭意努力されているところであるが、地域の活性化と市民の安全で快適な生活環境を実現するため、引き続き地域に密着した整備改良に努められたい。 | | 道路及び河川排水路整備等について、地域の活性化と市民の安全で快適な生活環境を実現するため、各自治会組織と十分協議し、限られた予算で最大の効果を挙げられるように取り組んでいます。 |
| 建設部 | 建設整備課 | 4 | 【人材育成の推進】 技術職員等の人材育成について、社会の状況にあわせて常に最新の情報が適確に収集できる体制の構築と適時適切な研修が実施されるよう望む。 | | 技術職員等の人材育成について、社会情勢に応じた最新かつ的確な情報収集体制の構築に心がけ、当課工事担当職員については、三重県建設技術センター等が主催する研修に積極的に参加させていきます。 |
| 建設部 | 都市計画課 | 4 | 【施策の推進】 「志摩市都市計画マスタープラン」及び「志摩市緑の基本計画」が策定されたので、その施策の実現に努められたい。 | | 平成21年度に岡緑地(志摩町和具)を整備しました。また、阿児文化公園整備、都市計画区域再編、地区構想(波切地区)策定については、平成21年度から取り組んでいます。景観計画策定、地区構想(国府地区、磯部町地域)については、平成22年度から24年度にかけて取り組みます。 |
| 建設部 | 都市計画課 | 4 | 【事業の推進】 地籍調査については、予算的にも厳しい状況であるが、引き続き事業の推進及び継続に努められたい。 | | 平成22年度から、第6次国土調査事業10箇年計画により事業の推進を図りますが、職員の増員により、計画を前倒しし、推進に努めています。 |

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査区分 1~4 | 内 容 | 措置区分 ~ | 措置内容の概要、又は として理由 |
|-------|--------|-------------|---|-----------|---|
| 建設部 | 住宅営繕課 | 4 | 【事業の推進】 木造住宅耐震診断支援事業については、今後も引き続き耐震補強補助事業と併せて、事業の目的及び効果について広く周知徹底され、積極的かつ効果的な事業推進に努められたい。 | | 平成21年度に引き続き、耐震診断対象者等への申込書及びパンフレットの送付を地区ごとに行っていきます。また、耐震診断を受けられた方への専門家による無料相談会についても、対象者へ案内を郵送するなど積極的に働きかけを行い、補強工事への着手を促すよう取り組んでいきます。 |
| 建設部 | 住宅営繕課 | 4 | 【人材育成の推進】 技術職員等の人材育成について、社会の状況にあわせて常に最新の情報が適確に収集できる体制の構築と適時適切な研修が実施されるよう望む。 | | 平成21年度に引き続き、平成22年度も5日間の建築工事積算研修や各種研修会に参加し、常に最新の情報を収集する体制づくりと職員のスキルアップに努めていきます。また、受託事業を通して建築設計士との情報交換も積極的に取り組んでいきます。 |
| 上下水道部 | 水道課 | 4 | 【施策の実現】 「志摩市水道事業基本計画及びビジョン」に基づいた施策を着実に実行するよう努められたい。 | | 三重県南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)との統合に向けて、ダム管理・浄水の製造等の技術を習得すべく、平成22年度から、職員の新採用を含め志摩水道事務所に4名の職員を派遣します。 |
| 上下水道部 | 水道課 | 4 | 【人材育成の推進】 技術職員等の人材育成について、社会の状況にあわせて常に最新の情報が適確に収集できる体制の構築と適時適切な研修が実施されるよう望む。 | | 三重県南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)との事業統合に向けて、将来必要な資格の取得の意味を含め職員を派遣し研修に当たりますが、統合協議の中で検討していきます。 |
| 病院事業部 | 志摩市民病院 | 4 | 【安定したサービスの提供】 地域医療及び救急医療について、厳しい状況が続いているが近隣市町、医療機関、関係機関と連携を密にし、市民の要望に応えられる安定した医療サービスができるよう引き続き尽力されたい。 | | 平成22年度に医師を増員し、救急医療体制の充実を図りました。また、関係医療機関とも連携を密にして医療サービスの提供ができるよう取り組んでいきます。 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 4 | 【収納対策の強化】 幼稚園保育料等の収入未済額については、保護者負担の公平を期する面からも、削減に向け引き続き努力されたい。 | | 収入未済を発生させないよう今後も努力していきます。 |

合計 24 措置済 2項目

実施中 20項目

検討中 2項目

< 監査区分 > 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

< 措置区分 > = 措置済、 = 実施中、 = 検討中、 = 未措置

| 所属部 | 所属課 | 監査 区分 1~4 | 内 容 | 措置 区分 ~ | 措置内容の概要、又は ・ とした理由 |
|-----------------|-------------|-----------------|--------|---------------|-----------------------|
| 総務部 | 大王支所 | | _____ | | |
| 総務部 | 磯部支所 | | _____ | | |
| 監査 委員 事務局 | 監査委員 事務局 | | _____ | | |